

熊本県ひとり親家庭等医療費助成事業について

制度の概要

熊本県ひとり親家庭等医療費助成事業は、ひとり親家庭等の父又は母及び児童の健康を保持し、生活の安定を支援する目的で、医療費の一部を補助する市町村に対し助成する制度です。

事業の実施主体

市町村

対象者

ひとり親家庭の父又は母
ひとり親家庭の父又は母が扶養している児童
父母と死別した児童
父母の生死が明らかでない児童
父母から遺棄されている児童

- ・「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方です。
- ・生活保護法その他の法令等により、国又は地方公共団体の負担において医療費を負担されている方は対象になりません。
- ・児童扶養手当制度に準じた所得制限があります。

問い合わせ先

助成を受けるためには、受給資格申請が必要となります。詳しい手続き内容やご相談に関しましては、お住まいの市町村のひとり親等医療費担当課へお尋ねください。